

第2期周南市子どもの貧困対策推進計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

この実施要領は、第2期周南市子どもの貧困対策推進計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

第2期周南市子どもの貧困対策推進計画策定業務委託

(2) 業務の目的及び業務内容

別紙 第2期周南市子どもの貧困対策推進計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

周南市内

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

金4,081,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」のうち、（小分類）「6 アンケート等調査・分析」または「7 計画策定」に登録されているこ

と。

- (3) 過去に、地方公共団体における子どもの貧困対策推進計画、子ども・子育て支援事業計画またはこれらに類似する行政計画の策定業務において受託実績があること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までに間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

4. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和6年4月23日（火）

② 公告方法

周南市ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、こども未来部 あんしん子育て推進課でも配布します。（URL）<http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

① 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可）

ウ 履行実績調書（様式2）

② 提出期限

令和6年5月15日（水） 17時必着

③ 提出場所

周南市こども未来部 あんしん子育て推進課
〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限内必着とします）

※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとします。

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達証明が証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和6年5月16日（木）に参加資格審査結果通知書（様式3）を送付します。郵送事故等により参加表明提出者に到達しなかったことによる異議申し立てはできません。

⑦ その他

提出された参加表明書等は、提出期限までは自由に改変できるものとし、ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出が無い場合は、参加を辞退したものと見なします。

5. 質問の受付及び回答

（1） 質問方法

本実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式4）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

（2） 受付期間

令和6年4月24日（水）9時から令和6年5月7日（火）17時必着とします。（ただし、受信確認は、休日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

提出先及び受信確認先：周南市こども未来部 あんしん子育て推進課

・ E-mail : anshinkosodate@city.shunan.lg.jp

・ 電話番号：0834-22-8452

(4) 回答方法

令和6年5月9日(木)13時以降に、質問者名をふせて、周南市ホームページに掲載します。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次の通り企画提案書等を提出してください。

なお、作成にあたっては、企画提案書等作成要領を参照してください。

① 企画提案書表紙(様式5)

② 企画提案書(任意様式)

ア 企画提案書の規格

A4縦・横書きとし、A3判のほうが確認しやすい場合は、A3判による折り込み頁の挿入可とします。ページ数は、A4判換算で、両面20頁(10枚)程度とすること。

イ 内容

- ・仕様書及び「8 評価基準」の内容を踏まえた実施方針
- ・作業スケジュール
- ・子どもの生活状況調査の実施方法、分析方法、活用方法
- ・こどもの貧困対策推進計画策定業務に関する提案
- ・業務実施体制(様式6)
- ・本業務の提案にあたってのアピールポイント

③ 見積書及び内訳書(任意様式)

※仕様書に基づき、調査業務と計画策定業務に分けて作成し、それぞれ業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載してください。

※企画提案及び参考見積書は1者につき1提案のみとします。

④ 業務責任者の経歴等(様式7)

(2) 提出期間

令和6年5月20日(月)から令和6年5月31日(金)17時必着

(3) 提出場所

周南市こども未来部 あんしん子育て推進課
〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地

(4) 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限内必着とします）

※持参による場合の受付時間は、休日を除く9時から17時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達証明ができる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本2部、副本15部とします。

(6) その他

① 提出された企画提案書等は、提出期限までは自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出が無い場合は、参加を辞退したものと見なします。

② 参加表明書を提出しても、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。

7. 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した全事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行います。オンラインによるプレゼン等への参加も可能とします。

なお、企画提案書等の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

① 開催予定日

令和6年6月6日（木）（予定） ※正式な日時は別途通知します。

② 開催場所

周南市シビック交流センター2階 交流室1

③ 実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとします。

イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知します。

ウ プレゼン等の時間は1者50分以内（説明20分、質疑20分、準備及び撤収を各5分以内）とします。

エ 当日における追加資料の配布は認めません。

④ 機材について

スクリーンは本市で用意しますが、プロジェクター、パソコンその他必要な物品は参加事業者が用意してください。

⑤ 注意点

プレゼン等において、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などの掲出や説明をしないようにしてください。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「第2期周南市子どもの貧困対策推進計画策定業務委託プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行います。

③ 受託候補者の決定

評価者1人当たり100点満点、合計800点満点で、各評価者の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とします。なお、各評価者の採点の合計点で480点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定します。点数が同点となった場合は、次のア～イの方法により、順位を決定します。

ア 評価項目（業務内容全般に対する考え方）及び評価項目（調査業務）、評価項目（計画策定業務）の点数の合計が高い提案者を受託候補者とします。

イ アにおいてもなお同点の場合は、見積書の金額が低い提案者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

【選定結果】

令和6年6月24日（月）以降、周南市ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしません。

なお、参加者が2者以内の場合は、特定された受託候補者の評価点のみ公表します。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式8）」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8. 評価基準及び配点

評価基準及び配点は【別紙1】に示すとおりです。

9. プロポーザル実施スケジュール

①公募型プロポーザル実施公告	令和6年4月23日（火）
②実施要領等に関する質疑受付	令和6年4月24日（水）から 令和6年5月7日（火）まで
③実施要領等に関する質疑回答	令和6年5月9日（木）
④参加表明書の提出期限	令和6年5月15日（水）
⑤参加表明者の審査結果の通知	令和6年5月16日（木）
⑥企画提案書等の受付期間	令和6年5月20日（月）から 令和6年5月31日（金）まで
⑦企画提案書のプレゼンテーション 及びヒアリングの実施	令和6年6月6日（木）予定
⑧選定結果の通知	令和6年6月7日（金）予定
⑨業務委託契約の締結	令和6年6月14日（金）予定
⑩審査結果等の公表	契約締結後

10. 契約（受託候補者特定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

1.1. 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼン等に正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面「辞退届（様式9）により、こども・福祉部こども局 次世代政策課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものと

します。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。

⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。

⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12. 問い合わせ先

所在地：〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地

担当部署：周南市こども未来部 あんしん子育て推進課

電話番号：0834-22-8452

FAX番号：0834-22-8815

E-mail：anshinkosodate@city.shunan.lg.jp